

ガット・ウルグアイ・ラウンド合意後の アメリカの農村地域政策の展開

なか がわ みつ ひろ
中 川 光 弘*

1. はじめに
2. UR 合意とアメリカ農業
3. アメリカの農村地域の動向

4. 96 年農業法と農村地域政策
5. 農村地域政策の展望

1. はじめに

アメリカの農村地域 (Rural America) は、全国土の 83% を占めており、ここに全人口の 21% が居住している。他の先進諸国と同様に、アメリカの農村地域は、都市に比べて所得格差や社会資本整備の立ち後れ、公共的サービス利用の制約等の問題を抱えており、居住民の福祉向上のためにも農村地域開発が重要な課題となっている。

1980 年代のアメリカの農村地域では、世界的な農産物過剰を背景に農業不況が深刻化し、地域経済の低迷に伴って農村を離れて都市に移動する人口が増加した。しかし、この地域経済の低迷も、90 年代に入ると農産物市況が好転したことや 90 年代半ばからはアメリカ経済の好況が続いたこともあって、最近では回復の兆しが見られる。人口の流れにも都市から農村への移動人口の純増が見られる。

このように、アメリカの農村地域においては、90 年代に入って社会経済基調の変化が起こっているが、これに影響を及ぼしている農村地域政策についても変化の兆しが見られる。財政支出削減の要請の高まり、グローバリゼーションの進行、農村地域の多様化等を背景に、従来の農村地域政策の見直しが進め

られ、地域主導型による政策効果のより一層の効率性追求の動きが見られる。

財政削減圧の高まりのなかで、規制緩和、デボルーション (地方への権限委譲)、住民参加の促進等による政策効果の効率性引き上げの試みは、アメリカのレーガン政権、イギリスのサッチャー政権以来、世界の主要な潮流となっており、最近のアメリカの農村地域政策の展開もこの大きな流れに添ったものといえる。この方向への農村地域政策の展開は、我が国でも主要な政策の流れとなりつつあり、この意味でアメリカの経験に学ぶ点は多いと思われる。

そこで本稿では、農業政策の国際的枠組みが決められたガット・ウルグアイ・ラウンド合意以降のアメリカの農村地域政策の展開を中心に、その理念と政策内容の変化、予想される農村地域への影響とその限界性等について、検討してみることにする。

2. UR 合意とアメリカ農業

1986 年 9 月にブント・デル・エステで始まったガットのウルグアイ・ラウンド (UR) は、1993 年 12 月に最終合意が成立して終結し、その後の世界貿易の枠組みが決められた。アメリカの農業政策も、この UR 合意の方向に添う形で展開されることとなった。

*現茨城大学

UR 農業合意は、大きく分けて三つの部門よりなっている。①国境保護措置の一括関税化とその関税率の引き下げ、②輸出補助金の削減、③国内保護の削減である。

国境保護措置の一括関税化とその関税率の削減に関しては、アメリカはウェーバー品目の関税化、食肉輸入法の廃止、先進国原則に従って関税率を平均で 36%、最低で 15% 引き下げることに同意した。

輸出補助金の削減に関しては、EU との輸出競争で採用されてきた輸出補助金を 1986～88 年基準で 1995～2000 年間に財政支出額で 36%、数量で 21% 削減することに同意した。

国内保護の削減に関しては、総合的支持基準 (AMS) で計った国内農業保護の水準を 20% 削減することに同意した。

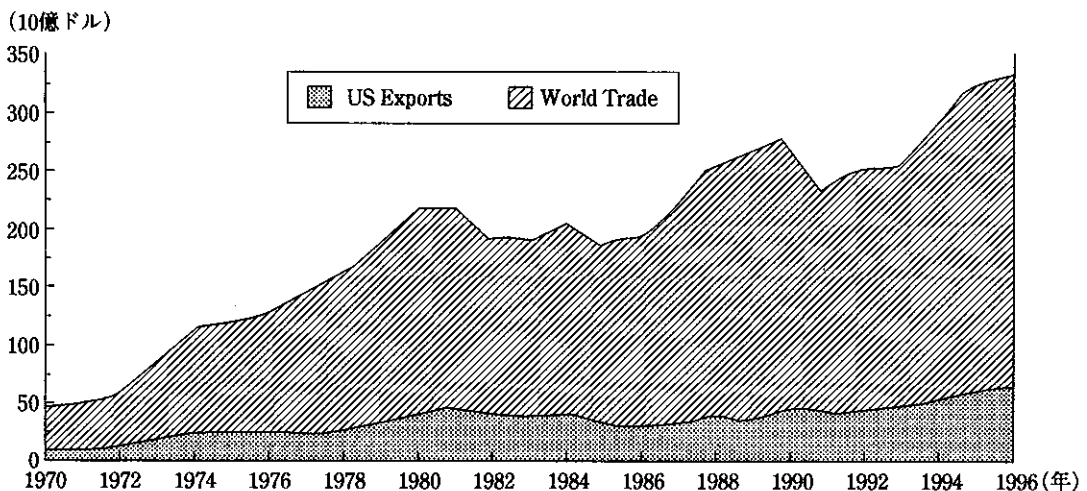
このように国境保護、国内保護ともに先進国原則に従って削減することを約束し、提出された約束表に従って 1995 年から実際にその削減が始められている。ただし、この保護削減のアメリカ農業への影響は、現在までのところ僅かである。これはウェーバー品目の関税化においては十分に高い関税率を設定し

たことや、輸出補助金や国内保護については基準年とされた 1986～88 年間の水準に比べて 95 年時点で既に十分な引き下げが行われていたからである。

UR 合意のアメリカ農業への影響は、アメリカの農業保護削減の直接的な影響よりもむしろ UR 合意によって世界の農産物貿易が拡大し、アメリカの農産物輸出が増加したことの方が大きいように思われる。また、UR 合意の方向に添って 1996 年農業法がよりマーケット・オリエンティッドな方向に修正されたこと、特に UR 農業交渉で問題とされた生産調整と組み合わされた不足払い制度を廃止し、固定支払い制度を採用したことの影響が大きかったように思われる。

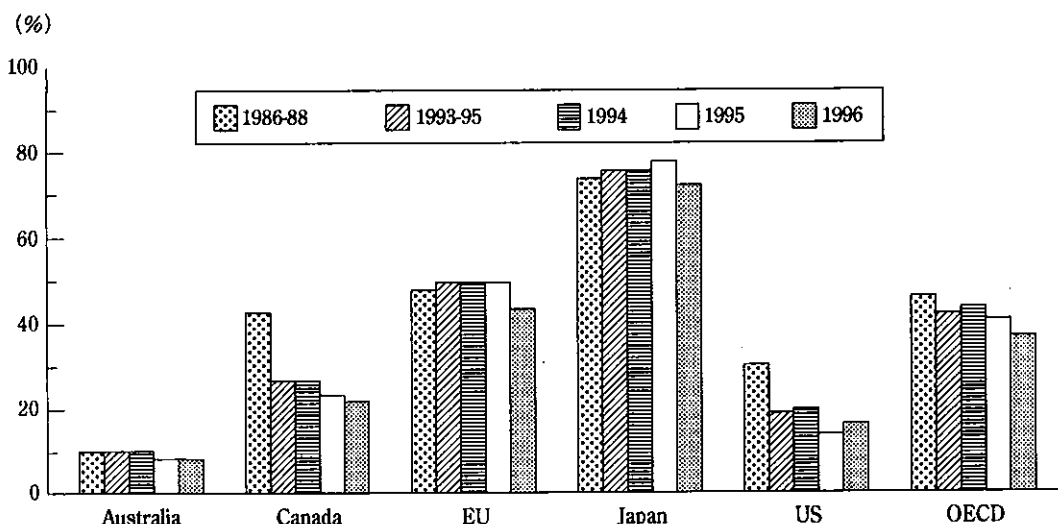
第 1 図には、世界とアメリカの農産物輸出額の推移が示されている。1994 年以降、農産物輸出額の増加が見られ、世界の農産物市場が拡大する中でアメリカの農産物輸出も増加していることがわかる。

第 2 図には、OECD 諸国の農業保護水準の推移が示されている。ここでは生産者所得補償相当額 (PSE) で計った農業保護水準の推移が示されているが、OECD 加盟国全体とし



第 1 図 世界とアメリカの農産物輸出額の推移

資料：ERS, USDA, "Agriculture in the Uruguay Round", 1999.



第2図 先進諸国の生産者所得補償相当額 (PSE) の推移
資料：ERS, USDA, "Agriculture in the Uruguay Round", 1999.

て保護水準の削減が起こっていることがわかる。アメリカの農業保護水準はオーストラリアに次いで低く、しかも UR 合意での削減基準期間の 1986～88 年間の水準に比べてアメリカの保護水準が 96 年時点で既にかなり低くなっており、UR 合意で約束した農業保護水準引き下げの実現が容易であることを示している。

UR 合意のアメリカの農村地域への影響としては、農産物貿易の拡大に伴って農村地域経済がますます輸出への依存を高めること、また UR 合意の方向に添って成立した 96 年農業法がマーケット・オリエンティッドな性格を強めたため、農村地域経済が自己責任の下にますます市場変動の波に曝されることになったことが指摘される。農産物輸出が拡大し、農産物市場が好況な条件の下では、農村地域経済のこれまで以上のテンポでの成長が期待される。しかし、80 年代に経験したように、農産物輸出が停滞し、農産物市場が低迷した場合には、農家所得のセーフティネット機能が大幅に縮減されたため、農村地域経済が受ける影響も大きく、その運営が難しくな

る可能性も高まったと言えよう。

3. アメリカの農村地域の動向

アメリカの農村地域は、1980 年代は農業不況の影響で地域経済が停滞したが、90 年代に入ると農産物市況も回復し、地域経済も活況を呈するようになった。第1表には、農村と都市の人口増加率、1人当たり所得増加率、失業率の変化が示されているが、特に農村地域で90年代に入って経済状況の回復が著しいことがわかる。

全国平均の失業率は、80年代から90年代前半にかけて都市では6.9%から6.2%へ僅かに低下したのに比べて、農村では8.8%から7.1%へ1.7ポイントも低下した。1人当たりの所得についても、90年代前半の増加率は都市が90年代初頭の経済不況を反映して0.56%と低調であったのに対して、農村では主に農産物市況の回復を反映して1.29%を記録している。この結果、農村では人口増加率の上昇も著しく、80年代の0.26%から90年代前半の1.00%へ0.7ポイント以上も上

第1表 人口増加率，1人当たり所得増加率，失業率の変化

	農村		都市	
	80年代	90年代前半	80年代	90年代前半
人口増加率：				
北部	0.31	0.74	0.30	0.39
中部	-0.40	0.39	0.49	0.92
南部	0.29	1.01	1.73	1.73
西部	1.14	2.24	2.18	1.68
全国平均	0.26	1.00	1.12	1.13
1人当たり所得増加率：				
北部	1.54	1.00	2.16	0.78
中部	1.49	1.26	1.39	0.97
南部	1.71	1.73	1.64	0.98
西部	0.52	0.72	1.14	-0.34
全国平均	1.45	1.29	1.69	0.56
失業率：				
北部	8.80	7.10	7.00	6.30
中部	7.30	5.60	6.90	5.20
南部	9.30	7.50	6.70	5.80
西部	9.60	7.90	6.90	6.80
全国平均	8.80	7.10	6.90	6.20

資料：Bureau of Census, "County Population Estimates", various issues, Bureau of Economic Analysis, "Employment and Income Data", various issues.

注．90年代前半の値は，人口増加率，失業率については1990～95年間の値，1人当たり所得増加率については1990～94年間の値。

昇した。80年代には農村から都市へ人口の純移動が起こっていたが，90年代に入るとこの人口移動の流れも都市から農村へ逆転している⁽¹⁾。

この様にアメリカの農村地域では，90年代に入って経済状況の好転が見られるが，それでも都市に比べると所得や社会的資本，公共的サービスの面で農村地域の後進性が見られる。第2表は，アメリカの農村と都市の主要社会指標が示されているが，最近でも農村と都市でかなりの格差が存在することがわかる。

1994年の1人当たりの所得は，都市が

第2表 アメリカの農村と都市の主要社会指標の比較

		農村	都市
人口(千人)	1995年	53,489	209,266
1人当たり所得(ドル)	1994年	16,964	22,882
所得移転支払い(ドル)	1994年	3,560	3,503
非農業部門賃金(ドル)	1994年	21,826	29,919
失業率(%)	1995年	6.2	5.4
貧困率(%)	1995年	16.4	14.0

資料：USDA, ERS, "Rural Conditions and Trends", Vol.7, No.3, 1996.

22,880ドルであるのに対して農村は16,960ドルと1/4近くの所得格差がある。1995年の失業率も、都市が5.4%であるのに対して農村は6.2%と0.8ポイント高い。家計所得が貧困ライン以下の家庭割合を示す貧困率についても、都市が14.0%であるのに対して農村は16.4%と2.4ポイント高くなっている。アメリカの農村地域も他の先進諸国と同様に貧困問題を抱えていることがわかる。

第3表には、アメリカの農村と都市の貧困率の内訳が示されている。これによると、地域別に見た場合、アメリカの農村地域で貧困率が高いのは南部の19.6%で、次いで西部が16.5%と高いことがわかる。南部と西部で貧困率が高い背景には、この地域で黒人やヒスパニック系のマイノリティ人口が多いことがある。農村地域の人種別貧困率の内訳を見ると、白人は13.0%であるのに対して、黒人は36.4%、ヒスパニックは39.8%、インディアンは31.2%と著しく高い値を示している。アメリカの農村地域の貧困問題が、人種問題と深く関わっていることを推測させる⁽²⁾。

農村地域の家族形態別の貧困率を見ると、母子家庭の半分近くが貧困家庭であることがわかる。家族就業別の貧困率では、就業者無しの家庭が当然58.8%と高いが、部分就業のみの家庭も36.9%と高い値を示している。就学年数別の貧困率では、高校卒業未満から大学卒業以上まで就学年数の増加に応じて明らかな貧困率の低下が見られ、農村地域の貧困問題の抜本的解決のためには教育や職業訓練が非常に重要であることを示している。

第4表には、アメリカの地域別の雇用者数の変化が示されている。ここでは、農村地域をさらに都市と隣接していない農村地域と隣接する農村地域に、都市を中小都市と大都市とに分けて集計を行っている。これによると、1987年から96年の間に雇用者数の増加率が最も高かったのは中小都市で、次いで都市と非隣接の農村地域であったことがわかる。都

第3表 アメリカの農村と都市の貧困率の内訳
(単位：%)

	貧困率		貧困割合	
	農村	都市	農村	都市
全国合計	16.4	14.0	100.0	100.0
地域別：				
北部	13.2	12.8	21.0	32.8
中部	13.5	12.9	14.5	10.3
南部	19.6	15.1	49.4	31.2
西部	16.5	15.1	15.2	25.6
人種別：				
白人	13.0	8.2	67.1	40.9
黒人	36.4	29.5	18.7	29.0
ヒスパニック	39.8	29.6	11.7	25.8
インディアン	31.2	22.2	2.2	0.7
家族形態別：				
夫婦家族	8.7	7.0	37.4	32.8
母子家族	45.0	36.8	35.3	41.6
単身女性家族	33.0	22.7	14.6	12.7
単身男性家族	21.4	17.0	7.6	8.9
年齢階層別：				
0～17歳	23.0	21.5	37.9	40.9
18～64歳	13.9	11.4	50.0	50.3
65歳以上	14.2	10.8	12.1	8.8
家族就業別：				
1人以上完全就業	6.3	4.1	24.8	20.0
部分就業のみ	36.9	33.7	37.7	36.1
就業者無し	58.8	66.9	27.3	36.5
就業年齢者無し	15.2	12.3	10.3	7.5
就学年数別：				
高校卒業未満	25.8	26.2	46.2	42.7
高校卒業	11.5	10.4	34.1	32.4
短大卒業	8.8	7.0	15.6	17.0
大学卒業以上	3.7	3.2	4.2	7.9

資料：USDA, ERS, "Rural Conditions and Trends", Vol. 7, No. 3, 1996.

注. 就学年齢別内訳は25歳以上を対象としたもの。

第4表 地域別の雇用者数の変化

(単位：千人，%)

	総雇用者数			製造業雇用者数		
	1987	1996	1996/87	1987	1996	1996/87
全国	129,995	148,892	14.5	19,575	18,841	-3.8
農村・都市区分：						
都市と非隣接の農村地域	10,803	12,472	15.5	1,615	1,787	10.7
都市と隣接の農村地域	12,547	14,426	15.0	2,438	2,625	7.7
中小都市	63,617	75,382	18.5	9,800	9,516	-2.9
大都市	43,028	46,612	8.3	5,722	4,914	-3.2

資料：RUPRI, "RUPRI Regional Baseline: June 1997".

市と隣接の農村地域の雇用者数の増加率は、非隣接の農村地域に比べて若干低く、この間の農村地域での雇用機会の増加には、都市に隣接しているかどうかの立地条件の違いがほとんど影響していない。

雇用者数のうち製造業雇用者数の同期間の変化については、都市で減少したのに対して、農村地域では増加している。特に大都市で14%製造業雇用者数が減少したのとは対照的に、都市と非隣接の農村地域で11%増加している。アメリカ経済全体としてはサービス部門の比重の高まりに伴って製造業雇用者数の減少が続いているが、このようななかでより安い賃金を求めて製造業の農村地域への進出が起こったことを推測させる。

4. 96年農業法と農村地域政策

UR合意における国境保護措置の関税化とその関税率の引き下げ、輸出補助金の削減、国内保護の削減を前提条件として審議が進められた1996年農業法は、結果としてよりマーケット・オリエンティッドな性格を強めた農業法として成立した。マーケット・オリエンティッドな方向へのアメリカ農政のシフトは、レーガン政権の下で深刻な農業不況を反映して成立した85年農業法以来のことであるが、これが次のブッシュ政権の下で成立し

た90年農業法でも受け継がれ、96年農業法ではさらにその傾向を強めることとなった⁽³⁾。この背景には、UR合意の影響とともにアメリカ国内での財政赤字削減への要請の高まりがあり、96年農業法では2002年までに農業財政支出を17%削減することが企図されていた。

農業財政支出の大幅削減を前提に成立した96年農業法は、①価格・所得支持政策、②輸出政策、③環境政策、④栄養支援政策、⑤農村開発政策の諸側面から、アメリカの農村地域のその後の展開に影響を及ぼすこととなった(第5表参照)。

96年農業法の成立過程においては、全体として17%の農業財政支出の削減をどの事業部門で担うかが議論の焦点となった⁽⁴⁾。結果的には、価格・所得支持部門で大幅な削減を行い、輸出競争力を維持するための輸出政策や社会的関心の高まりがみられた環境保全、栄養支援、農村地域開発の部門では若干の削減にとどめることになった。価格・所得支持部門での大幅な財政支出削減を実現させるため、96年農業法ではそれまでの生産調整と組み合わせられた不足払い制度が廃止され、支払い額が予め決められている固定支払い制度が導入された⁽⁵⁾。

第6表には、アメリカ農務省の農村地域政策関連の予算内訳が示されている。これによ

第5表 アメリカ農務省の農村地域開発関連予算
(単位: 億ドル)

	1995 年	1996 年
一般開発助成:		
農村地域経済開発助成	0.20	0.20
普及活動	4.39	4.28
資源保全開発地域	0.33	0.29
経済活動助成	0.16	0.15
太平洋北西地域経済活動助成	0.17	0.16
基盤整備計画:		
水利・廃棄物処理助成融資	13.40	10.00
農村地域電化融資	9.10	9.40
農村地域テレコミュニケーション融資	4.10	4.90
社会施設融資	2.30	2.80
州政府への支払い (学校・道路関連)	3.10	3.00
事業助成:		
農村地域企業活動助成	4.75	4.50
事業および産業	4.24	7.00
住宅助成:		
単身家庭住宅直接融資	9.34	10.16
融資保証	10.49	17.00
複数家族住宅直接融資	1.83	1.52
自然資源環境計画:		
自然資源保全局	8.32	8.59
森林局	31.15	33.55
所得支援計画:		
フードスタンプ計画	256.00	263.00
児童栄養計画	75.00	82.00
農業計画:		
不足払い	39.00	—
生産弾力化契約支払い	—	55.70
保全留保計画	17.38	18.36
輸出促進:		
商品金融公社輸出信用	29.49	57.00

資料: USDA, "Budget Summary: 1996".

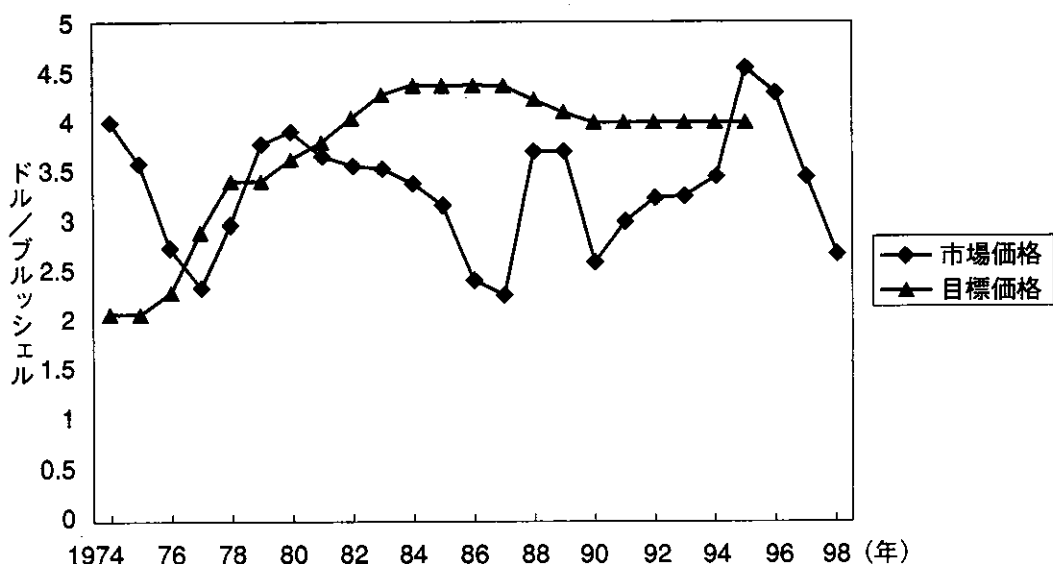
第6表 1996年農業法の主要農村政策

1. 価格・所得支持政策
 - 生産調整と不足支払いの廃止
 - 直接固定支払いの採用
 - ローンレートの継続
 - 酪農品買上制度の継続
 - 作物保険
2. 輸出政策
 - 輸出奨励計画, 酪農品輸出計画の継続
 - マーケティング・ローン
 - 輸出信用保証計画
 - 海外市場開発
3. 環境政策
 - 土壌保全留保計画の継続
 - 湿地保全計画
 - 環境改善奨励計画
 - 保全遵守条項
 - 野生動物生息地奨励計画
4. 食料支援政策
 - フードスタンプ計画の継続
5. 農村開発政策
 - 農村地域振興計画
 - アメリカ農村基金
 - 代替的農業研究・商業化
 - テレコミュニケーション奨励計画

ると、環境保全、栄養支援、農村地域開発関連の事業予算は、前年度に比べてそれ程減っていないことがわかる。さらに、価格・所得支持関連の予算についても、1995年の不足払い額が農産物市場の好況を反映して少なかったことから、その削減傾向がここでは現れていない。

96年農業法の価格・所得政策に関しては、これまでの生産調整と組み合わされた不足払い制度が廃止され、支出削減計画に基づく固定支払い制度 (Production Flexible Program) が導入されたことにより、当初は農業所得の減少と所得変動の拡大が懸念された。しかし、国際食料需給が逼迫基調で推移するなかで1990年農業法が継続された場合よりもかえって農業所得が増加する傾向が見られた。

第3図には、不足払い制度が発足した1974年以降の小麦の市場価格と目標価格の推移が



第3図 アメリカの小麦市場価格と目標価格の推移
資料：USDA, "Agricultural Outlook", various issues.

示されているが、90年代半ば以降国際需給の逼迫化を反映して、市場価格が目標価格を上回るようになったことがわかる。それまでの不足払い制度の下では、市場価格が目標価格を上回った場合には、農家は不足払いを受け取ることができないが、96年農業法ではこれが固定支払い制度に変更されたため、たとえ農産物市場が好況でも農家は予め決められた固定支払いを受け取ることができ、実際の農家所得は増加することになった。ただし、農産物市場の好況も1997年に入るとアジアの経済危機を契機に輸入需要が縮小し、市況が軟化して農家の販売額が縮小しており、再び農家の所得問題が懸念され始めている。

輸出政策に関しては、96年農業法では輸出奨励計画 (Export Enhancement Program) やマーケティング・ローン (Marketing Loan) が継続され、その他の輸出信用保証や食料援助、海外市場開発のためのプログラムも名称を変えたりしながら継続された。UR合意によって、ウェーバー品目、食肉輸入法が廃止され、一括関税化とその関税率の引き下げ、輸出補助金の削減が約束されたが、96

年農業法の輸出政策を見る限り、アメリカの輸出競争力を維持するための貿易措置が軽減化されたようには思われない。

環境政策に関しては、96年農業法の審議過程で非常に費用のかかる保全留保計画 (Conservation Reserve Program) を継続させるべきかどうか議論の焦点となった。結果として、環境保全を重視する立場から保全留保計画は継続されることとなった。アメリカの潜在耕地面積の1割以上を対象とするこの保全留保計画が継続されたことにより、土壌侵食を起こしやすい耕地のほとんどが耕作から除外されることとなり、土壌侵食による地力低下や水質汚染の被害の発生が極力抑制されることになった。

また、90年農業法で導入された湿地保全計画 (Wetland Reserve Program) も継続され、これまでの農業保全計画、大平原保全計画、水質改善計画等を統合化した環境改善奨励計画 (Environmental Quality Incentive Program) が発足した。環境保全への社会的関心の高まりを反映して、環境政策についても充実化が図られた。

食料支援政策に関しては、やはり非常に費用のかかるフードスタンプ計画 (Food Stamp Program) を継続させるかどうかが議論の焦点となった。結果として、社会的公平性の視点からフードスタンプ計画は継続されることとなった。このフードスタンプ計画には、農務省予算の6割近くが使われているが、農村地域人口の2割近くの貧困層がこの計画の恩恵を受けており、社会保障の性格の強い計画である。貧困率の高いアーカンソー州出身のクリントン大統領としては、いくら財政事情が厳しいとはいえ60年代から続いてきたこのフードスタンプ計画を切り捨てることは出来なかったと思われる。

農村地域開発政策に関しては、これまでの種々の農村インフラ整備計画、農村企業育成計画、農村住宅整備計画を整理統合化した農村社会振興計画 (Rural Community Advancement Program) が発足した。この農村社会振興計画の実施においては、州政府や地方政府の意向がより多く反映されるようになり、また予算についても従来の個別事業毎の予算ではなく、ブロック・グラント (枠予算) として柔軟な予算執行が可能となった。農村社会振興計画の実施地区については、提出された事業計画のスクリーニングを行い、期待される効果の高い地区が選定されることになった。従来の広く薄くの事業実施から重要拠点主義の事業実施に方針が変わった。

また、新たに農村地域基金 (Fund for Rural America) が創設され、農村地域開発事業と調査研究に融資されることになった。農村地域開発のための国家レベルと州レベルでのパートナーシップをより充実させることも企図されている。遠隔地教育や医療のためのテレコミュニケーション融資計画 (Distance Learning and Telemedicine Loan Program) を活用した農村地域開発の支援も96年農業法の特徴である。

5. 農村地域政策の展望

以上、UR 合意と96年農業法を中心にアメリカの農村地域への政策的影響を検討した。財政削減圧の高まりやUR体制下での農村地域の世界市場とのつながりの深まり、農村地域の多様化の進行等を時代的背景として、アメリカの農村地域政策が変化してきたことを振り返ってみた。90年代のアメリカの農村地域政策の展開として、次のような方向性が指摘されるであろう。

まず第1に、80年代から90年代前半にかけての財政赤字の累増への対応として農業財政支出の大幅な削減を余儀なくされており、全体的な農業財政支出削減のなかでより政策効果の効率性が上がるように、農村地域政策の組み替えが行われている。

具体的には、1994年の農務省の改組で機関が43から30に削減されるなかで農村経済・地域開発担当の農務次官の下に農村施設局、農村住宅・地域開発局、農村企業・協同組合開発局が配置され、連邦レベルでの農村地域政策の統合化が図られ、地方事務所の統廃合を通じて州、地方レベルでの農村地域開発支援の統合化が図られた。また、96年農業法では、これまでの農村地域のインフラ整備、住宅整備、企業支援等の計画が農村社会振興計画に統合化され、従来の個別事業毎の予算がブロック・グラントとしてまとめられ、より柔軟な予算執行が可能となった。

さらに、農村地域開発の連邦レベルおよび州レベルでのパートナーシップ制を充実させ、住民参加型の開発計画を奨励するとともにこれまでの事業実施に関する多くの連邦政府の権限を州、地方政府に委譲した。開発計画内容のスクリーニングを強めることによって、事業実施地区を絞り、従来の広く薄くの支援から重要拠点中心の支援にシフトした。このような行政機構・予算・計画運営の改革を通じて、限られた予算枠のなかで政策効果

の効率性の向上が図られているといえる。

第2には、以上のような厳しい政策効率の追求が行われている一方で、他方では社会的公平性への配慮から、これまでの社会福祉的計画の継続も見られる。具体的には、農務省予算の6割近くを占めるフードスタンプ計画が農村地域の貧困者福祉対策として継続され、貧困地域での優遇税制、貧困者住宅支援計画等の継続が行われている。

第3には、環境問題への関心が社会的に高まるなかで環境保全関連の計画がより充実化された。具体的には、土壌侵食への配慮から保全留保計画が継続され、野生生物種の多様性保全への配慮から湿地保全計画が継続され、野生動物生息地奨励計画等が導入された。

第4には、農村地域開発の有効な手段として農村地域の情報化が支援されている。具体的には、ゴア副大統領が提唱するアメリカ全土の情報ハイウェイ構想のなかに農村地域も組み込む形で農村地域のテレコミュニケーション融資計画が拡張され、特に遠隔地教育と医療分野での利用が企図されている。

このようにアメリカの農村地域政策をめぐっては90年代に入って新しい展開が見られる。特に、96年農業法ではアメリカ農政のよりマーケット・オリエンティッドな方向への移行に伴って、農村地域開発では地方政府への権限委譲を中心に住民参加型の開発戦略が指向されている。しかし、市場メカニズムの活用や民間部門の活用、住民の自主性の活用等は、開発計画の作成から事業計画の実施、その運営維持管理において、それを担う優秀な人材がその地域に居住していることを前提としている。そのような人材の確保と養成を各地域ごとに如何に図っていくかが、今後の重要な課題になってきているといえよう⁽⁶⁾。

注(1) アメリカでは人口の都市から農村への純移動は1970年代にも観測されていたが、80年代に入ると農業不況を反映して

再び従来型の農村から都市への純移動が続いていた。これが90年代に入って再び逆転したのである。Cromartie John and Beale Calvin, "Rural Population Rebounds in the 1990's", ERS, USDA, *Agricultural Outlook*: November 1996, pp. 18-21.

- (2) アメリカの農村地域の貧困と人種問題については、次の文献での概説を参照されたい。ケネス・L・ロビンソン著、食料・農業政策研究センター訳『合衆国農業・食料政策の展開と成果』(農山漁村文化協会, 1990年), 163~180ページ。Cramer Gail and Jensen Clarence, *Agricultural Economics and Agribusiness: Second Edition*, John Wiley and Sons Inc., 1982, pp. 419-447.
- (3) 96年農業法の農村地域政策の特徴については、次の文献を参照されたい。小沢健二『アメリカの農村地域政策とそれをめぐる問題』(国際農業交流基金, 1997年)。
- (4) 96年農業法の審議経過については、次の文献で詳述されているので参照されたい。服部信司『大転換するアメリカ農業政策——1996年農業法と国際需給, 経営・農業構造——』, (農林統計協会, 1997年) 16~62ページ。
- (5) 96年農業法の内容については、次の文献を参照されたい。ERS, USDA, "Provisions of the Federal Agriculture Improvement and Reform Act of 1996", *Agricultural Information Bulletin* No. 729, 1996. ERS, USDA, "1996 FAIR Act Frames Farm Policy for 7 Years", *Agricultural Outlook* Supplement: April 1996.
- (6) 地方政府への権限委譲, 市場メカニズム, 民間部門活動, 住民の自主性等を活用した農村地域開発において, それを担う人材の育成確保が重要である点を強調した報告書として, 次の文献を参照されたい。Garkovich Lori and Irby Jon, "Where the Rubber Meets the Road: New Governance Issues in American's Rural Communities", Rural Policy Research Institute, 1998.